

平成30年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書

※これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関同士の連携強化を支援する取り組みについて記載するものとする。
 なお、必要に応じ、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などの支援（補完）を得て、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりに取り組むものである。

【地域で支え合う医療機関の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

取組事項	取組内容	現 状 (事前協議月の前月から過去6箇月間の状況)	取組目標 (事前協議月から向こう6箇月間の取組)	実 績 (事前協議月から翌年3月末までの取組)
<p>1 これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関同士の連携強化を図るための取組</p> <p>※グループ内の取組に関すること。</p>	<p>記載のポイント（調整を行う者の明確化、打ち合わせ等の開催頻度、体制づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的役割を担う医療機関では在宅患者に24時間対応しますが、必要に応じて急変時の患者の受け入れを、後方支援病院に依頼します。患者・家族には、在宅医療継続の意向、最期を迎える場所の確認を常に行い、緊急の事態に直ちに対応できるよう連絡体制を整えます。 ・後方支援病院を含む各医療機関持ち回り形式で定期的にケース検討会を行います。 ・医療機関ごとに調整窓口を設置し、相互に連絡できる体制を構築していきます。 			
<p>2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組</p> <p>※地域との連携に関すること。</p>	<p>記載のポイント（調整を行う者の明確化、打ち合わせ等の開催頻度、グループ内の取組課題を地域に提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後方支援病院を含め連携する各医療機関において連絡調整窓口を明確化し、持ち回りで行う定例のケース検討会で出た取組課題等について、同時に開催する打ち合わせ会で検討します。 ・グループ内の医療機関内において解決が難しい課題については、地域包括支援センターと連携し、地域課題として地域ケア会議へ提案します。それによって在宅医療の拡大普及につなぎます。 	<p>0回</p>	<p>ケース検討会 3ヶ月に1回</p> <p>随時</p>	
<p>3 在宅医療についての普及啓発活動等の取組</p>	<p>記載のポイント（主催、誰が・誰に対して行うのか、開催頻度、取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討会や打ち合わせ会で挙げられた課題の中からテーマを選んで市民フォーラムを年1回開催し、市民への啓発を行います。 ・市民からの要望に応じて随時行う市民出前講座を通して在宅医療の普及啓発を行います。 ・多種職を対象にした在宅医療に関する勉強会を開催します。 	<p>市民フォーラム年1回</p> <p>不定期で行う市民対象の講演会</p>	<p>同左</p> <p>年4回</p>	